

8 選挙公営

(1) 選挙公報

ア 選挙公報発行状況

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たりの印刷費(税抜)
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計	
144	3月30日	144	2,239,450	2,073,146	4日	4日	8日	ブランケット版 5.50円 タブロイド版 4.05円

イ 選挙公報の配布方法

	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	15(姫路市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、川西市、三田市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	1(猪名川町)

(注) 法第170条第2項による届出のあった市町である。(無投票を含む。)

ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	郵便物差出日	1部当たりの単価
(財)兵庫県視覚障害者福祉協会 (点字による「選挙のお知らせ」)	1,137	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	3月31日	400円

エ 「選挙のお知らせ」音声版の購入

発行者	購入部数	配布方法	郵便物差出日	1部当たりの単価
(財)兵庫県視覚障害者福祉協会 (音声による「選挙のお知らせ」)	1,395	県選管より直送 (一部市町より送付)	4月2日	870円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計
	2 km ² 未満	2 km ² ~ 4 km ²	4 km ² ~ 8 km ²	8 km ² 以上	4 km ² 未満	4 km ² ~ 8 km ²	8 km ² 以上	4 km ² 未満	4 km ² 以上	4 km ² 未満	4 km ² 以上	
市	投票所数	88	106	145	137	822	80	62	142	6	1	1,589
	掲示場設置数	441	576	840	911	5,883	694	600	1,154	54	10	11,163
町	投票所数	16	19	59	64	42	16	9				225
	掲示場設置数	73	102	369	456	312	151	108				1,571
計	投票所数	104	125	204	201	864	96	71	142	6	1	1,814
	掲示場設置数	514	678	1,209	1,367	6,195	845	708	1,154	54	10	12,734

(注) 無投票選挙区に係る分を含まない。

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市		10,692			471	11,163
町		1,571				1,571
計		12,263			471	12,734

(注) 無投票選挙区に係る分を含まない。

ウ 市区町別設置数

区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数	区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	363	2,614	2,614		小野市	30	200	200	
東灘区	42	304	304		三田市	34	257	257	
灘区	29	206	206		加西市	35	249	249	
中央区	30	212	212		篠山市	53	380	359	21
兵庫区	34	236	236		養父市	44	325	313	12
北区	65	471	471		丹波市	68	495	471	24
長田区	34	238	238		南あわじ市	45	313	313	
須磨区	39	280	280		朝来市	53	376	357	19
垂水区	42	309	309		淡路市	56	349	349	
西区	48	358	358		宍粟市	54	401	355	46
姫路市	130	972	967	5	加東市	36	238	238	
尼崎市	88	649	649		猪名川町	14	101	101	
明石市	74	519	519		多可町	20	153	153	
西宮市	119	841	841		稲美町	21	135	135	
洲本市	33	220	216	4	播磨町	13	91	91	
芦屋市	21	152	152		神河町	25	176	176	
伊丹市	55	381	381		市川町	16	109	109	
相生市	23	155	155		福崎町	13	92	92	
豊岡市	91	664	599	65	太子町	9	65	65	
加古川市	70	500	500		上郡町	19	139	139	
たつの市	46	315	315		佐用町	37	280	252	28
赤穂市	22	157	157		香美町	34	257	248	9
西脇市	33	225	225		新温泉町	32	228	214	14
宝塚市	64	451	451						
三木市	49	343	343		市計	1,865	13,268	13,072	196
高砂市	29	199	199		町計	253	1,826	1,775	51
川西市	47	328	328		県計	2,118	15,094	14,847	247

工 選挙区別設置数

選挙区名	投票区数	法定数	設置数	増減数
神戸市	363	2,614	2,614	0
東灘区	42	304	304	0
灘区	29	206	206	0
中央区	30	212	212	0
兵庫区	34	236	236	0
北区	65	471	471	0
長田区	34	238	238	0
須磨区	39	280	280	0
垂水区	42	309	309	0
西区	48	358	358	0
姫路市	111	831	826	5
尼崎市	88	649	649	0
明石市	74	519	519	0
西宮市	119	841	841	0
洲本市	33	220	216	4
芦屋市	21	152	152	0
伊丹市	55	381	381	0
相生市	23	155	155	0
豊岡市	91	664	599	65
加古川市	70	500	500	0
龍野市	17	121	123	2
赤穂市及び赤穂郡	41	296	296	0
西脇市	26	177	177	0
宝塚市	64	451	451	0
三木市	49	343	343	0
高砂市	29	199	199	0
川西市及び川辺郡	61	429	429	0
小野市	30	200	200	0
三田市	34	257	257	0
加西市	35	249	249	0
篠山市	53	380	359	21
養父市	44	325	313	12
丹波市	68	495	471	24
南あわじ市	45	313	313	0
朝来市	53	376	357	19
淡路市	56	349	349	0
穴粟市	54	401	355	46
加東市	36	238	238	0
多可郡	27	201	201	0
加古郡	34	226	226	0
飾磨郡	19	141	141	0
神崎郡	54	377	377	0
揖保郡	38	259	257	2
佐用郡	37	280	252	28
美方郡	66	485	462	23
計	2,118	15,094	14,847	247

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計	
市	1,386	253	48				538	538	2,225
町	97	23	18				91	91	229
計	1,483	276	66				629	629	2,454

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計	
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
市	161	4	33		242		436	4
町	13		2		27	1	42	1
計	174	4	35		269	1	478	5

(4) 選挙運動用自動車

区分	一般運送契約によるもの(ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計
		自動車の借入(イ)	燃料の供給(ウ)	運転手の雇用(エ)	計	
契約をした候補者数	人 6	人 128	人 127	人 117		
延べ使用(従事)日数	日 46	日 1,080		日 984		
契約金額の総額	円 2,967,000	円 14,050,695	円 3,528,900	円 12,241,500	円 29,821,095	円 32,788,095
基準額の総額	円 2,967,000	円 16,524,000	円 5,527,200	円 12,300,000	円 34,351,200	円 37,318,200
請求額の総額	円 2,967,000	円 14,046,639	円 3,522,632	円 12,129,000	円 29,698,271	円 32,665,271

(注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。

3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,300円×使用日数(ウ)7,350円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。

4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(5) 選挙運動用ポスター
(その1)

区 分	ポスター掲示場数 500箇所以下	ポスター掲示場数 501箇所以上	合計
候補者数	107人	35人	142人
契約金額の総額	63,829,791円	28,281,919円	92,111,710円
基準額の総額	85,533,335円	34,519,875円	120,053,210円
請求額の総額	62,435,887円	27,424,585円	89,860,472円
平均単価	1,173円	634円	1,040円

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に当該選挙区におけるポスター掲示場数が、
 (1)500以下の場合 $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ による単価
 (2)501以上の場合 $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ による単価
 をそれぞれに乗じたものの合計である(単価はいずれも1円未満の端数は切りあげ)。

(その2)

選挙区	単価限度額(円)	選挙区	単価限度額(円)
神戸市東灘区	1,504	宝塚市	1,180
神戸市灘区	1,976	三木市	1,391
神戸市中央区	1,935	高砂市	2,028
神戸市兵庫区	1,790	川西市及び川辺郡	1,215
神戸市北区	1,152	小野市	2,020
神戸市長田区	1,779	三田市	1,686
神戸市須磨区	1,589	加西市	1,723
神戸市垂水区	1,488	篠山市	1,352
神戸市西区	1,354	養父市	1,475
姫路市	686	丹波市	1,152
尼崎市	865	南あわじ市	1,475
明石市	1,075	朝来市	1,357
西宮市	674	淡路市	1,376
洲本市	1,909	宍粟市	1,361
芦屋市	2,497	加東市	1,779
伊丹市	1,303	多可郡	2,013
相生市	2,459	加古郡	1,847
豊岡市	935	飾磨郡	2,652
加古川市	1,115	神崎郡	1,312
龍野市	2,965	揖保郡	1,686
赤穂市及び赤穂郡	1,531	佐用郡	1,709
西脇市	2,216	美方郡	1,164